

Title	「分業」の視点から見た中国第7次5カ年計画： その進歩性と実施上の諸制約(白石孝教授退任記念号)
Sub Title	The Seventh Five-years Plan of China in View of Division of Labour (In Honour of Professor Takashi Shiraishi)
Author	唐木, 囀和(Karaki, Kunikazu)
Publisher	
Publication year	1987
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.30, No.1 (1987. 4) ,p.97- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19870425-04054190

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
30 卷 1 号
1987 年 4 月

「分業」の視点から見た中国第7次5ヶ年計画

—その進歩性と実施上の諸制約—

唐 木 罔 和

1 問題の所在

1986年3月、第6期全国人民代表大会第4回会議において、中国國務院総理趙紫陽は「第7次5ヶ年計画に関する報告¹⁾」をおこない、併せて同会議は、「中華人民共和国国民経済・社会発展第7次5ヶ年計画(1986~1990年)²⁾」を承認した。本計画の主要任務はつぎの通りである。

(1) 経済体制の改革にとってさらに好ましい経済環境と社会環境をつくり出し、社会の総需要と総供給の基本的均衡をはかり、改革をいっそう順調にすすめ、5年あるいはもうすこし長い期間に、中国特有の新しいタイプの社会主義経済体制の基礎を基本的に確立する。

(2) 経済の持続的安定成長を維持し、固定資産の投資総額の抑制を前提に、重点建設、技術改造、頭脳開発を大いに強化し、物財、技術と人材の面から90年代における経済と社会の持続的発展のために必要な後続力を準備する。

(3) 生産の発展と経済効率の向上をふまえて、都市・農村人民の生活をひきつづき改善する。

これら三つの任務はたがいに関連し、緊密に結びついているが、なかでも第一の任務である経済体制改革が、本計画の主要目標とされている。したがって、本計画は、たんに向こう5年間の計画というよりも、今後長期間にわたる中国経済の方向を規定するものであると言えよう。では、この³⁾経済改革はどのような理念に基づいて進められるのであろうか。それを知るためには、現行の経済

1) 『中華人民共和国第6期全国人民代表大会第4回会議主要文献』、外文出版社、1986年。

2) 計画の内容については、『前掲書』および、『中華人民共和国国民経済和社会発展第7箇5年計画、1986—1990』、人民出版社、1986年、を参照。

3) 「实事求是」という理念が経済体制改革を始動させた大前提であることは言うまでもない。鄧小平は、中国共産党第11期中央委員会第3回総会(1978年12月)に先立つ中央工作会議で次のように述べた。「思想の硬直化を打破し、幹部と大衆の思想を大いに解放するのでなければ、4つの現代化は望めない。実践は真理を検証する唯一の基準であるという問題について、いま討論がおこなわれているが、これは実質的には、思想を解放するかどうかにかかわる論争である。…思想を解放し、实事求是の原則を堅持し、なにごととも実際から出発し、理論と実際を結びつけてこそ、われわれの社会主義現代化は順調に進歩する…。」「思想を解放し、实事求是の態度をとり、一致団結して前向きの姿勢をとろう(1978年12月13日)」

政策路線の方向を定めた中国共産党第11期中三総会（1978年12月）の方針を顧る必要がある。

同総会は、「大規模な嵐のような大衆的階級闘争はすでに基本的に終わった」とし、「全党が活動の重点を社会主義的現代化の建設に移す」という路線を打ち出した。そして、客観的な経済法則に基づいて事を選び価値法則の役割を重視すること、幹部と勤労者の生産意欲を十分に引出すこと、経済管理体制における権限の過度の集中を改め国家の統一計画を前提に地方と工農業企業により多くの経営管理の自主権をもたせるべきであること、自力更生をふまえて世界各国との平等・互恵の経済協力を積極的に発展させ世界の先進技術と先進設備を努めて採り入れること、現代化の実現に必要な科学・教育活動を大いに強化すること、⁴⁾ などの方針を示した。その後、第6次5ヶ年計画期（1981～1985年）における農業改革のめざましい進展に較べて都市改革が立遅れているとはいえ、これらの方針にそって、改革は着実に進められ今日に至っている。

「客観的な経済法則に基づいて事を選ぶ」ということを言いかえれば、経済合理性にかなった経済計画の立案および政策運営を行なうことであろう。冒頭に掲げたように、第7次5ヶ年計画の主要任務の一つは、「生産の発展と経済効率の向上」であった。経済合理性の追求という理念が、この5ヶ年計画を貫いていると考えられる。

第7次5ヶ年計画には、価値法則の重視や労働に応じた分配といった方策とならんで、分業の促進という経済合理性にかなった視点がうかがわれる。

例えば、本計画では、前期2年間の主要任務として「経済の安定をはかりながら、全人民所有制の大型中型企業の活力をさらに強め、ヨコの経済連携を大いに発展させると同時に、マクロの面から経済活動に対する管理と統制を強化、改善しなければならない」としている。このように、「ヨコの経済連携を発展させる」という官僚機構的縦割り行政の枠を越えて分業を促進する視点が、「マクロ面の管理を改善する」という経済管理体制改革への志向とともに示されている。

分業の促進が生産要素の効率を改善し、生産を増大させることは、アダム・スミス以来、一般に認められている。⁵⁾ またスミスによれば、「分業は市場の広さによって制限される」。したがって、市場の拡大を阻むような制度的・思想的障害を除去することは、分業を促進し、生産力を発展させるという意味で、経済合理性にかなった政策であるといえよう。とりわけ広大な中国では運輸の未発達により自給体制が支配的な地域も多く、また指令経済のもとでの縦割り行政によって自然発生的

／ 『鄧小平文選（1975年—1982年）』、外文出版社、1984年、207頁。

この講話は事実上、三中総の基調報告になったといわれ、「实事求是」は、思想を解放し改革を進めるにあたっての重要な理念である。しかし、これは改革にあたっての方法上の基礎をなすものであり、「経済」改革という特定分野の改革の理念を、本論文では取り上げる。

4) 「中国共産党第11期中央委員会第3回総会の公報（1978年12月22日採択）」、中国研究所編『新中国年鑑（1979年版）』、大修館書店、1979年、215—220頁。

5) Adam Smith, 'An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations', (Edited by Edwin Cannan, 6th ed., London, 1950), Chapter 1-3. (大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』、岩波書店、昭和44年) 第1～3章を参照。

な市場による分業の進展が妨げられた例も多く見られた。その実情からしても、分業促進策による生産力改善の効果の大きさが期待できる。

したがって本論文では、分業という視点に絞り、分業が従来、中国の経済政策においてどのような地位に置かれており、それはなぜであったかを次節で考察する。その上で、第11期中三総会の路線が、分業の促進、価値法則の実現という点で経済合理性をもつものであることを確認し、第12期中三総会で「商品経済」という概念が認められたことによりその路線が一つの頂点に達したことを見る。第3節で、第7次5ヶ年計画に、分業を促進する施策がどのように盛り込まれているかを述べた上で、最終節では、分業体制の確立を抑制する諸制約について考察したい。

2 分業軽視思想とそれからの脱脚

分業の利益を軽視する考え方は、過去の中国において根強く存在した。「重農軽商」という商業蔑視の考え方があるが、これは一つに、長らく中国が自給自足的な農業社会に留まっていたことから生じた思想であろう。この自然経済的思想は、中国が社会主義国になってからも残存し、社会主義計画経済に流通過程が存在することを否定する考え方を生む大きな要因をなしたのだった。⁶⁾

また、大躍進期(1958~60年)や文化大革命とその路線期(1966~76年)には、商品流通網を縮小する一方で、投資を地方に分散し、中小工場を設立する政策がとられた。資本の効率よりも、地方の自給化の達成に重点がおかれたのである。その結果、能率の悪い中小工場が乱立し、資本が浪費された。ここには、分業の利益を実現するという視点が欠落している。

これらの分業軽視の経済政策は、単に自然経済的思想によるだけではなく、毛沢東の思想的影響が考えられる。その思想は、戦時下、しかも山間の革命根拠地で形成されたものであった。

毛沢東は延安において、解放区が当面の条件のもとですべての経済生活を組織する際の正しい原則は、「統一指導、分散経営」の原則、すなわち、上部が適切に任務を提起し、おもいぎって下部に自力更生させることであると説いた。そして、軍隊の生産自給は、形のうえでは退歩的なものであるが、実質は進歩的なものであり、大きな歴史的意義をもっているとした。すなわち、「形のうえでは、われわれは分業の原則にそむいている。しかし、われわれのおかれている条件のもとでは一国の貧困、国の分裂、および分散的な長期の人民遊撃戦争のもとでは、われわれがこうすることこそ進歩的なのである」と言う。その根拠として、生活必需品の確保、人民の租税負担の軽減、労働観念や規律の強化などをあげている。このように毛沢東は、「分業の原則」(それは、統一的計画下⁷⁾

6) 孫治方「関于生産労働非生産労働、国民收入和国民生産総価値討論」『経済研究』1981年第8期。(商業部商業経済研究所資料室編『商業労働性質問題的討論』,中国商業出版社,1982年に再録)。

7) 毛沢東「軍隊の生産自給、あわせて整風、生産の2大運動の重要性について」(1945年4月27日)『毛沢東選集』第3巻,外交出版社,1968年。

における協業というべきものだが)を一応認めながらも、自給自足体制の現実性を説いたのだった。

交通・通信などの社会的間接資本が少なく、また農民が8割を越す中国は、長らくこの自給自足の勧めを受け入れ易い状況にあった。また一方、商業、サービス業の労働は生産的労働でなく、それらに従事する人々は資産家階級かそれに奉仕する者であるという考え方が存在した。そのため、階級闘争が強調されるごとにこの自給自足体制重視の考え方が前面に出てきた。例えば、1957年6月から翌年初頭にかけての「反右派闘争」後、毛沢東がプロレタリアートとブルジョワジーの矛盾は依然として中国社会の主要な矛盾であるという観点を提起すると、続いて大躍進の運動が展開され人民公社化が進められた。また「文化大革命」も、1963年から一部で推進されていた社会主義教育運動の重点を65年はじめに「党内の資本主義の道をあゆむ実権派」への打撃におくことにしたことを契機として、その翌年から全面的に展開されたのだった。

分業それ自体は基本的には軽視され続けたとはいえ、経済効率を重視し生産力の回復増強が図られた時期もあった。例えば、大躍進政策が失敗した後に開催された中国共産党第8期九中総会(1961年1月)では、農業生産を回復するために、自留地の保有やその生産物を自由市場で販売することを認めた。また、工業部門でも、報奨金や利潤率指標による経営管理が導入された⁹⁾。さらに、第3次全国人民代表大会第1回会議(1964年12月)の席上、周恩来総理は、政府活動報告で「四つの現代化」を提唱した。また、自力更生を基本とした上で、国際協力を進め外国の優れた技術を導入し、活用することをよびかけた¹⁰⁾。このように、経済合理性を重んじた政策が短期間うち出されたが、文革のためにすぐ潰えてしまった。

文化大革命開始期に、階級闘争が強調され、商業取引や自留地などが資本主義の残滓として否定された背後には、中国が置かれていた当時の国際環境という因子を無視できない。1965年2月に米軍による北ベトナム爆撃開始、66年5月、米戦闘機雲南省上空に侵入というように、国防上の危機が迫っていた。この状況下で、延安時代の毛沢東の自給自足優先という考え方が優勢を占め、集積

8) 于光遠は、その事実を指摘した上で、商業、サービス業の労働が、生産的労働であると認められない限り、彼等の社会的地位の向上は到底望めないであろうと論じている。(于光遠「社会主義制度下の生産労働と非生産労働」『中国経済問題』1981年第1期、この論文も商業経済研究所編『前掲書』に再録されている。)

9) 行政系統や地域区画に従って人為的に細分化された経営管理体制下で、工業企業は部品も作るというような自己完結型であった。それに対し、専門化した協業の原則で公司や工場を組織して、大規模生産の要請に対応しなくてはならないという考え方は、この時期から存在した。「国营工業企業工作条例(草案)」(1961年9月)第6章や、1964年のトラスト講想に基づく、煙草公司、塩業公司などの設立がそれである。文革中にこの試みは批判されたが、1978年1月、第3次全国農業機械化会議で余秋里副首相は、全国と各省・市・自治区の農業機械工作を専門化した協業の原則で改組するという課題を提起した。さらに、同年7月の中共中央による通達「工業の発展を速める若干の問題に関する決定」では、専門化した協業の原則で工業を改組してその発展を速めるという方針がさらに明確にされた。このように、「専門化した協業」の構想は、企業自主権の拡大の実施に先立って存在していた(浜 勝彦『鄧小平時代の中国経済』亜紀書房、1987年、第3章2節)。第11期中三総会路線の特徴は、この両者を結びつけた分業を意図している点に、新しさがあると言える。

10) 『北京周報』第3巻1号(1965年)参照。

や分業の利益を犠牲にしても、設備・工場を内陸に移し危険の分散を図るという方策がとられたことは、それなりに合理的であったと言えよう。また、国際関係が緊張した場合、国内政治において強硬路線が優位を占めることは一般に見られることである。70年当時の中国でも、極左思想を持つ林彪達が実権を握り、国防工業を統一管理する軍事委員会弁事組を通じて、国民経済の総合的均衡¹¹⁾を無視した軍事産業項目の増大を続けていた。

1971年下半年に、大きな転機が訪れた。1971年7月、米中両国はニクソン米大統領の訪中計画を発表した。同年9月には林彪が墜死し、党中央の日常活動を主宰する周恩来によって外交もめざましい展開を見た。同年10月には、第26回国連総会で中華人民共和国に代表権が与えられたし、翌2月には予定通りニクソン訪中が実現した。こうして、米中間の緊張緩和をはじめとして、日中国交正常化(72年9月)など、中国と先進資本主義諸国との国際関係は著しく好転したのであった。

このような情勢のなかで、農民や労働者に対し、均等主義を排し、出来高や労働に応じた報酬を与えようという提唱が1978年2月の第5期全国人民代表大会第1回会議における政府活動報告でなされた。だが、この華国鋒報告は、精神的奨励に頼るそれまでの路線から、物質的奨励も加味する新しい路線への過渡的な産物であった。新路線が全面的に示されたのは同年12月の第11期中総会であり、したがって新政策の方向が討議され、定められたのは、78年中ということになる。

78年7月に開かれた國務院会議の席上、胡喬木社会科学院院長(当時)は、新経済政策の方向および根拠に関する発言をした。胡氏は、当時、鄧小平路線の思想面における重要な推進者であり、その発言の主旨は、三中総会の新路線によく反映されている。したがって、ここで、その折の発言を整理した胡喬木論文¹²⁾を検討し、三中総会における新経済政策の理論的基礎、とりわけ分業に対する考え方を探っていききたい。

胡論文は、「…社会主義制度の優越性を、発達した資本主義諸国の先進的科学技术や先進的管理経験と結びつけ、外国の経験のなかのすべての有用なものをわれわれ自身の具体的状況や成功の経験と結びつけてこそ、われわれは客観的な経済法則にてらして事をはこぶ能力を急速に高めることができ、四つの現代化実現の足どりを速めることができる」としている。

ここで、鄧小平の「实事求是」の経済面への適用ともいべき「客観的な経済法則」とは何か。それについての説明はないが、経済合理性にかなった方策、すなわち、その主要なものとして分業の促進と価値法則の順守を挙げることができよう。

胡論文では、分業が生産力の発展において果たす役割が次のように強調される。「国民経済の計画的・均衡的発展は、専門化と協業を着実にりっばに行うことを求めている。これは近代的な大生

11) 柳随年、呉群敢編『中国社会主義経済略史(1949—1984)』、北京周報社、1986年、第23章および24章を参照。

12) 胡喬木「経済法則にてらして事運び4つの現代化の実現をはやめよう」(上)(中)(下)『北京周報』第16巻46、47、48号(1978年)。以下の引用は同論文による。

産の発展の必然的法則であり、生産技術を高め、労働生産性を向上させ、製品の品質を高め、動力と原材料の消費を節約し、コストを引下げる一つのきわめて重要な道である。…われわれの経済が十分な発展をとげるには、国家の統一的計画のもとに、専門的な分業と、部門間、地区間、企業間の協業を真に進めなければならない。」

また価値法則については、「順守しなければならない」としている。その理由は、「価値法則は商品経済の普遍的法則であり、…社会主義の条件のもとで商品生産と商品流通は引き続き長期にわたって存在し、わが国においてはさらに大々的に発展させる必要がある」からである。

計画と価値法則の関係については、「計画第一、価格第二」であるが、「計画を確定、実施する過程で、必ず価値法則を利用し、…経済計算を厳格に行い、単位製品のコストを引き下げること」に努め、労働生産性と利潤率を高めるよう努めねばならない」としている。

このように、分業は計画下でおこなわれるものの、その計画は価値法則を利用して立てられるというように、商品経済重視の思想が、本論文に見られるのである。

さらに胡喬木論文の本当の新鮮さは、分業を重視しているとともに、企業や個人を一つの経済主体として認め、そのことを明示していることにあるといえよう。それを認識した上で、経済管理体制を改革しようとするのである。

「これまで、管理体制の問題を考える場合、いつも国家内部の縦横の関係や中央と地方の関係について、つまり集権と分散の問題について考えることが多かった。…経済関係の面から国家・企業・個人の利益の統一を保證する問題についてはあまり考えられなかった。」しかし改革にあたっては、「企業が誰によって管理されていようと、まず国家・企業・個人の経済関係から問題を考えないわけにはいかない」という。

その理由として、第1に、社会主義経済の根本目的は人民の物質・文化・生活水準の向上であり、労働者・職員の利益を考えなければ社会主義経済の根本目的に反すること。

第2に、労働者・職員は直接の生産者であり、また彼等が所属する企業は生産の組織者であり、それらの利益を考えなければ生産の急速な発展を保證できないこと。

第3に、行政機関は、企業の経済活動面の切実な要請にうといたため、中央国家機関と地方国家機関との集中と分散だけでは、その要請に答えられないこと、の三点があげられている。

したがって、個人の物質的利益を図るためには、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配をうけるという原則を貫くこと」が必要である。また、国家と企業の関係の処理にあたっては、「国家の統一的計画のもとに、…国家と企業双方の経済的責任を明確にする必要がある。当面、企業の指導部と大衆が経済活動の成果に進んで関心をもつようにするため、企業の権限を拡大することを考慮すべきである」としている。

このように、分業を重視すると共に、単に分業を中央と地方の政府間の権限の委譲の問題にとど

めるのではなく、ミクロの経済主体としての企業間の分業まで考えている点に胡論文の進歩性があるといえよう。それは胡喬木氏ひとりの考え方ではない。第11期三中全会の思想的基礎をなしているものであり、事実総会の公報のなかに、第1節で触れたように、経営管理の自主権、価値法則の役割の重視等が唱われているのである。

第11期三中総会の路線は、1984年10月の中国共産党第12期中央委員会第3回総会において採決された「経済体制の改革に関する中共中央の決定」に引き継がれ、そこにおいて更に新たな展開をみた。本総会では経済体制改革の経験を総括して、「対内的には経済の活性化、対外的には門戸の開放という方針をさらに貫徹し、都市を重点とする経済体制全般に対する改革のテンポを速めて、社会主義現代化建設の新しい局面をよりよく切り開くべきである」との見解の一致を見た。¹³⁾すなわち、農村では生産量連動請負責任制を全面的に実施したことにより、農業生産は発展し、「農村経済は専門化、商品化、現代化の方向へ変化しはじめている。このような情勢から、日ましに増える農産物の市場を開拓するとともに、工業製品と科学技術、文化・教育に対する農民の需要のたえない増大にこたえるため、都市と農村の流通経路を拡大することが切実に要求されている」。一方都市の改革は初歩的なものにすぎない。「都市の企業における経済効率はまだひじょうに低く、都市の経済の巨大な生産力はまだまだ発掘されていない」のであり、生産、建設、流通などの諸分野で、系統的な改革を進める必要がある。

工業生産、建設および商品流通の主な直接の担い手は企業である。したがって、企業、特に全人民所有制の大型・中型企業の活力を強めることは、都市を重点とする経済体制全般の改革の中心的な一環であると位置づけられる。企業改革にあたっては、企業に対する国の管理を直接的統制から間接的統制に変え、所有権と経営権を適切に切り離すことによって、企業が独立した経済主体となるようにするという方針を打ち出している。

その上で、計画体制全般の改革は、どのように進めるべきであろうか。本決定では社会主義計画経済を「共有制をふまえた計画的な商品経済である」としている。¹⁴⁾計画経済の実行と価値法則の運用、商品経済の発展とは排斥しあうものではなく統一されるべきものであるという見解のもとに打ち出されたこの定義は、経済体制改革を合理的におこなうという点で、更に一步の前進をもたらした。すなわち、第11期三中総会では、商品生産は認めたものの、未だ商品経済を肯定するには至っていない。商品「経済」という場合、生産のみならず、消費面も含まれるのであり、したがって、一步進めれば需給の出会い場として市場の役割も積極的に評価されることになる。「計画的」という言葉がある限り、総体的には完全な市場メカニズムの調節による市場経済ではない。しかし、価値法則を重視する限り、需給の一致する点で成立する市場価格を軽視することはできず、指令制経

13) 『経済体制の改革に関する中共中央の決定』、外交出版社、1984年、1頁。なお以下本文では「決定」と略して記すことにする。

14) 『前掲書』、15頁。

済から市場経済へと資源配分機構の重点が移されたといえよう。分業もまた、国家の指令体制の分権化にとどまらず、市場機構によって分業構造が形成される可能性が生まれたと考えられる。¹⁵⁾第11期中総会の路線は、この第12期中総会における「決定」によって、一つの頂点を迎えたのであった。

3 第7次5ヶ年計画における分業の視点とその施策

本計画には、経済管理機構および地域の両面において、分業の視点が組み込まれている。

分業は、完全な指令経済下においても原理的には協業という形でなしえないわけではない。しかし最適な分業体制を一度は確立できたとしても、現実がすぐに変化し、それに対応するための情報収集の困難さという一点を考えてみても、指令経済下の分業体制に限界があることは自明である。ところが、第7次5ヶ年計画における経済体制改革は、経済の管理機構内部の分権化にとどまらず、行政機関と企業の職責分離を目指している点に特色がある。

すなわち、特に力を入れているのは次の3点である。

「(1) 企業の活力、わけても全人民所有制の大型・中型企業の活力をさらに強めて、それらを名実ともに、相対的に独立した経済実体、自主経営と損益自己負担の社会主義商品生産者および経営者にそだてあげる。

(2) 社会主義の商品市場をさらに発展させ、市場体系を逐次整備する。

(3) 企業に対する国の管理を、直接統制を主とするものから間接統制を主とするものへ逐次転換し、新しい社会主義のマクロ経済管理制度をうち立てる。¹⁶⁾

さらに、以上の三点を中心に、計画体制、価格体系、財政体制、金融体制、労働・賃金制度などの改革を適切に組み合わせて、「計画と市場、ミクロの活性化とマクロの統制を有機的に結びつけた一連のメカニズムと手段をつくりあげる」としている。

さて、分業が市場の大きさによって規定されるならば、流通は、財市場と生産者を結びつけるものである故に、その機能が円滑におこなわれることが重要となる。本計画は、この面において、消費財については、「政策のワクをさらにゆるめ、流通経路の疏通をはかる」としている。また、生産手段についても、「指令的計画による配分物資の種類を次第に減らして、その社会総資源に占める割合を引き下げ、指導的計画と市場調節による物資流通の範囲を次第に拡大する」としている。¹⁷⁾これは、趙報告において、「社会主義の商品市場をさらに発展させ、市場体系を逐次整備する。国が統一的に配分する生産物の種類と数量をひきつづき減らし、農業・副業生産物の契約買付制度を改善

15) ただし、人材の発見や登用についての顧慮はある（「決定」第9章参照）ものの、自由な労働力市場を形成するという考えはなく、この点が解決されない限り、資源の最適配分は、達成しがたい。

16) 注(1)の『文献』83—84頁。

17) 同『文献』115—116頁。

し、多地区、多部門にまたがる商品流通を積極的に発展させ、農工商結合、農商結合、工商結合、商商結合といった新しい商業形態を逐次樹立し、消費財市場と生産財市場をたえず拡大する。同時に、資金市場、技術市場を段取りを追って開拓、設立し、労働力の合理的流通を促進する¹⁸⁾という方針に対応しよう。

また、社会主義の市場体系を確立、整備する鍵は、価格体系と価格管理体制をさらに改革することにあるとして、ごく少数の商品・労務については国が価格を決めるが、大多数については、国の指導する価格と市場調節による方向での改革を進めるとしている。

一方、地域的配置の面でも、各地区の役割の分担と各地域の結びつきが考慮されている。

計画では、全国を東部沿海、中部、西部の三つの主たる経済地帯に分類し、それぞれの発展目標と任務を設定した上で、施策を掲げている。東部沿海地帯では、知識・技術集約型産業や高級消費財工業、金融・保険・情報・商業など第3次産業を発展させる。経済特別区、沿岸開放都市、経済開発区の建設を進め、この地帯を対外貿易の基地とする一方、全国へ新技術をひろめる基地とするよう位置づけている。

中部地帯では、電力、石炭、石油、非鉄金属、燐鉍、建材の開発と建設の促進、食糧や工芸作物の安定した増産が、主な発展目標である。また経済発展の水準が比較的高い都市や地区では、東部沿海地帯と同様、知識・技術集約型産業を発展させる。中部地帯は、東部と西部の中間に位置しているが、なかでも長江中流沿岸地区は、中国が東から西へ発展していくための重要なベルト地帯とすべく、開発の促進が提唱されている。

西部地帯は、農業、林業、畜産業と交通・運輸の発展、エネルギー資源、地下資源の開発、および、現地の条件に応じた加工業の発展が目標である。また経済・技術面の基礎が比較的良好な都市と地区では、既存企業の改造・技術水準の向上を進める。この地帯は、東部沿岸、中部地帯との関連を強めるとともに、西部地帯内部における各地区相互間の横の交流を強めることが必要であり、そのために、鉄道、自動車道路の建設や鉄道電化の促進、さらには、地方の民用航空事業の発展などがうたわれている。¹⁹⁾

18) 趙紫陽「第7次5ヶ年計画に関する報告(1986年3月25日、第6期全国人民代表大会第4回会議において)」『中華人民共和国第6期全国人民代表大会第4回主要文献』、外交出版社、1986年、46頁。

19) 3地区の分類は、次の通りである。

東部は北京、天津、上海各市、および、河北、遼寧、江蘇、浙江、福建、山東、広東、広西の諸省及び自治区。中部は、山西、内蒙古、吉林、黒竜江、安徽、江西、河南、湖北、湖南の諸省。西部は、四川、貴州、雲南、陝西、甘粛、青海、寧夏、新疆、チベットの諸省及び自治区である。

なお、1985年において、全国に占める各地区の比率(百分比)は、工農業総生産について東部56.9、中部28.9、西部14.2であり、東部の比重が高い。工業総生産については、それぞれ、61.2、26.5、12.3、農業総生産額については、43.3、36.5、20.2である。また1980年から85年にかけての成長率は、工業、農業いずれについても、東部、中部、西部の順となっており、現状では地域格差が拡大しつつある。沿岸部の成長を内陸部に及ぼすという構想の妥当性は、これら第6次5ヶ年計画(1981~85)の実績からも容認できよう。より詳しくは、「中国大陸の地域別経済発展状況」『北京週報』第24巻50号(1986年)を参照。

これら三地帯のほか、古い革命根拠については、交通・運輸を発展させ、山間地区における商品経済の発展を促進すること、少数民族地区では、農業、畜産業、林業、エネルギー、素材産業、輸送を発展させ、民族間の交易と民族特需品の生産を発展させること、内陸部の辺境地区では、農業、林業、畜産業、地方工業の発展につとめ、条件が許すところでは国境での小規模交易を積極的に発展させる、としている。

以上のように、地域の特性に応じた発展を促し、さらに、地域間の交流を推進していこうとする方向が、本計画に見られる。

しかし、三地帯が緊密に結びつくには時間がかかる。したがって、本計画では、経済区を中心としたネットワークの形成による地域協力が構想されている。経済区とは、省や市の管轄を超えて、いくつかの省や市が共同して経済発展を促進していくというものであり、この経済区という構想自体に分業の視点があるが、²⁰⁾すでに実施されているこの経済区をさらに発展、充実させようとする構想が、本7ヶ年計画にみられるのである。すなわち、

(1) 上海経済区、東北経済区、山西省を中心とするエネルギー基地、北京・天津・唐山地区、西南地区など全国の一級経済区について、そのネットワークの形成と発展をさらに推進する。

(2) 省政府所在都市と一部の出入国港、交通要衝都市を中心とする二級経済区のネットワークを形成する。

(3) 省管轄市を中心とする三級経済区のネットワークを発展させる。

そして、地域協力を進めるに際しては、「中央と地方が段階別に管理し、地方を主とする」という原則が打ち出されている。

地域間分業およびある地域の内部での分業について見てきたが、国際分業についてはどのように構想されているだろうか。²¹⁾

輸出構造は、石油、石炭、非鉄金属および食糧、綿花など一次産品のほか、輸出総額における完成品の割合を次第に増やしていく。貿易管理については、地方、部門、とくに輸出関連企業の経営権を拡大し貿易に対する意欲を高める。また、輸出産業については経済手段を運用して生産意欲を高める。品質改善により輸出競争力を強める。その他、原材料、資金、輸送、技術改造などの点で従来通り優遇措置を講ずる。また国際市場の調査、サービスの改善により、世界各国、各地域の市場を開拓する。これら輸出促進策の目的は、輸出による外貨獲得能力の強化という点に主眼がある。

外資利用にあたっては、二大重点として、エネルギー、交通、通信、素材の建設、機械、エレク

20) 例えば、「上海経済区には、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省という全国でも有数の工業先進各省が含まれ、これら各省や省内の諸都市が協力して、合理的な分業体制を確立することが期待されている。

21) 以下、『文献』136—141頁参照。

トロニクスなど諸業種の技術改造という第1の重点とともに、第2に、輸出による外貨獲得能力の強化と輸入代替の実行があげられている。

なお、輸入の重点は、ソフトウェア、先進技術、特別重要設備および国内で至急必要な不足生産財の輸入に置かれている。

この他、経済特別区、沿岸開放都市等でも、輸出促進が強調される。²²⁾すなわち、深圳、珠海、汕頭、廈門の各特別区は、「すでに開発中の区域の建設に力を集中すべきで、工業を主とし、先進的な技術をもち、輸出で外貨を獲得できる外向型経済を逐次形成しなければならない。」²³⁾14の沿海開放都市と海南島は、「対外導入、対内連合を積極的にすすめて、対外貿易・技術交流を重点的に段どりを追って発展させるべきである」²⁴⁾。長江デルタ、珠江デルタ、福建南部三角区などの各開放地区では、「貿易—工業—農業型の生産構造を逐次つくりあげ、技術導入と技術改造に鋭意とりくみ、輸出による外貨収入の増加につとめるべきである」としている。

趙報告でも、「輸出を増やして、より多くの外貨獲得につとめることは、対外貿易と技術交流をさらに大規模に発展させるための基礎であり、鍵である」とされているように、第7次5ヶ年計画において輸出促進は、外貨獲得の手段として位置づけられているところに特徴があるといえよう。

以上、本計画において、分業がどのような施策としてあらわれていくかを見た。本計画には、分業という言葉は明示的には使われていないが、行政と企業の分離、商品経済の発展、地域内・地域間・国際間取引の増大など、分業体制の確立を目指した施策が考えられている。しかし、物的な制約を別にしても、中国社会のなかに、なお、分業体制の確立を遅らせる制約要因が存在する。次節でそれらについて考察しよう。

4 分業体制確立への制約要因

第7次5ヶ年計画には、前節のように、経済管理および地域に関して分業体制を確立する方向性が内在している。この計画は、党第12期中三総会における「決定」の「共有制をふまえた計画的な商品経済」の概念に基づいて立案されており、したがって、企業自主権を前提に市場機構を重視し

22) 経済特別区、沿岸開放都市の現況に関しては、王文祥編著『中国経済特区和14個開放都市』、中国展望出版社、1986年、に簡明に記述されている。また、社会主義経済体制内での経済特別区の位置づけについては、千家駒『特区経済理論問題論文集』、人民出版社、1984年を参照。

23) 1984年の初頭に、鄧小平が深圳、珠海、廈門を視察した後、加速していた経済特別区の投資は過熱をみせ、85年6月以降、基本建設の圧縮、軽工業品を中心とした輸出拡大へと方針が転換された。本文は、そのような事情を反映している。

24) 開放都市には、経済技術開発区が設置されていることが多い。例えば上海では、閔行開発区と虹橋開発区を設置した。前者については経済技術開発区として86年認可され、優遇条件の下で外資を誘致している。既存の港や電力などのインフラストラクチャーを利用でき、かつ、労働力が手近かに得られること、大消費地に近いなどの立地条件の点で、人口過疎地に一から建設が始められた経済特別区よりも有利性が見られる。

た上で、社会的・地域的分業を促進するものであるといえよう。このように、分業の促進という点に関して進歩性を有する計画であるが、中国社会にその促進を妨げる理念的並びに利害面の制約がある。それら諸制約は、直ちに除去できるものではなく、また、社会主義を実現するためには除去すべきではないものかも知れない。しかし、本論文では、あくまで分業促進という視点から、本計画に盛り込まれた政策を実施する際の制約をあげ、今後の中国经济改革を考える際の留意点を指摘したい。

第1は、「計画的な商品経済」という定義における「計画」と「商品経済」の関係にかかわるものである。「決定」では、「国の経済と人民の生活にかかわりのある重要な生産物のうちで国が配分調整する必要のある部分と、全局にかかわりのある重要な経済活動については、指令的計画を実行すべきであるが、その他の大量の生産物と経済活動については、個々の状況に応じて、指導的計画を実行するか、あるいは完全に市場メカニズムの調節によるべきである」としている。また、「指導的計画は主として経済槓杆を運用することによって実現される。指令的計画はぜひとも実行すべきものだが、そのさいも価値法則を運用しなければならない」というように、計画経済の実行と価値法則の運用、商品経済の発展は排斥しあうものではないという考え方を積極的に打ち出している。²⁵⁾

第12期中国共産党全国代表会議における趙紫陽国務院総理の「第7次5ヶ年計画策定の提案についての説明」でも、経済体制の全面改革にあたっては、企業活力の強化、商品市場体系の形成となら²⁶⁾んで、間接統制手段の整備が唱われている。

それに対し陳雲中央政治局常務委員は、この計画策定の提案に賛成しつつも、社会主義における計画と均衡を強調し次のような意見を述べた。「計画経済を主とし、市場調節を従とする言い方は、いまなお時代おくれとはなっていない。」また、「指導的計画は市場調節とは同じではない。市場調節とは、つまり計画をつくらずに、市場の需給関係の変化に基づいて生産をおこなうだけで、盲目的な調節の性格をおびている。²⁷⁾」このように、「商品経済」の面よりも「計画的」ということに重点を置いて経済運営をするべきであると考え人々も多い。また後段では、市場調節機能を「盲目的」というように否定的にあつかっている。ここには、「商品経済」という言葉にふくまれる需要面を重視する考え方もなければ、まして、消費者主権の理念は少しも見られない。前出の「決定」にも消費者主権という言葉はないが、商品経済および価格機構の重視の論理の背後には、消費面の重視が暗黙裡に含まれており、究極的には消費者主権を認めていると解してよいであろう。これに対し、陳雲講話の立場では、「市場の需給関係の変化に基づいて生産をおこなうだけ」という

25) 『経済体制の改革に関する中共中央の決定』、外文出版社、1984年、第4章。

26) 趙紫陽「第7次5ヶ年計画策定の提案についての説明(1985年9月18日)」『改革を堅持し社会主義現代化の実現のために奮闘しよう』、1985年、外交出版社。

27) 陳雲「中国共産党全国代表会議における講話(1985年9月23日)」『前掲書』、1985年、97—98頁。

言葉から分かるように、市場調節は、物資供給の不足分をおぎなうものにすぎない。有力な政治家であり過去の経済運営に実績をもつ人のこのような考え方は、状況によって、商品経済の発展に抑制的に働くこともありうると思われる。例えば、次の「均衡重視」という考え方と結びついた時である。

陳雲は同講話において、「計画的に、バランスをたもって、着実に前進させることだ。それでこそ、最高の速度なのである。」²⁸⁾と述べている。経済発展において各産業部門の均衡を保つことが大切なことは言うまでもない。しかし、均衡を重視しすぎると、経済発展を抑制することになる。投資や消費が増大し総需要が総供給を上回れば、物価騰貴や貿易収支の赤字は避けられないのであり、この時引締めを早めにおこなわずすぎると、経済規模の拡大がなかなか実現できない。また、一般に発展途上国では供給能力に限りがあるため、鉄鋼や食糧など建設資材や生活必需品が不足した場合には、その隘路の規模に合わせて経済規模を抑制せざるを得ない。部門別需給に不均衡が生じた場合に、その均衡を重視しすぎて経済全体の投資や消費を抑制しすぎると、党第11期三中総会以前の中国において見られた。経済運営にあたっては、需給の均衡を保つよう心がけなくてはならないが、発展過程における一時的な不均衡を恐れるあまり引締めすぎでは発展自体が停滞する。消費の増大が投資を促進させるということを確認し、かつ消費水準の向上が経済政策の重要な目標であることを考えたならば、極端な均衡主義や、消費に対する反感は、後退せざるを得ないはずである。しかしながら、陳雲、薄一波をはじめとする過去に経済の一部自由化を実施した指導者達にもこの均衡重視の思想があり、それが社会主義という大前提と結びつくことによって、状況に応じた適切な経済運営を防げることになりかねないのである。

第2に、国際分業の面でも、この均衡優先の考え方があり、それが貿易や直接投資受け入れの拡大を阻害している。その典型例は、外資企業に対する外貨収支均衡の規定である。「外資企業は、みずから外貨収支の均衡をはからねばならない。外資企業の製品を主管機関の認可を得て中国市場で販売し、そのため企業の外貨収支に不均衡をきたした場合には、中国市場での販売を認可した機関がその処理に責任をもつものとする」²⁹⁾と外資企業法に規定されている。この規定によれば、一企業が外国から資材、原料等を輸入すれば、その額以上の外貨を輸出により稼得せねばならず、輸出産業以外は発展し難くなる。また外資企業や外国籍従業員の所得の国外送金は同法19条で認められているが、これにも18条の外貨収支均衡の規定が適用されているのが現実である。この原則は、一面で輸出促進策のように見える。しかし、実際には、一企業ごととか、ある製品の主管機関の範囲内で外貨収支の均衡を図ることは非常に困難である。そのために、外資の進出が抑制されることに

28) 『前掲書』99頁。

29) 「中華人民共和国外資企業法（1986年4月12日、第6期全国人民代表大会第4回会議で採択）」『北京周报』第24巻18号（1986年）。なお、國務院は、同年1月「中外合資経営企業外貨均衡問題に関する規定」を公表していた。

なり、技術および資本の導入により輸出競争力をつけ将来において国際分業を推進するという機会を失うことになる。

第3に、労働力市場における労働移動の不完全性があげられる。分業実現に関して進歩性をもつ「決定」においてさえ、「わが国社会主義の条件のもとでは、労働力は商品でない」と明言されている。第7次5ヶ年計画では、農村部の労働力については、「離農はしても離村はしない」という方針のもとに、林業、畜産業、漁業、郷・鎮企業を発展させて余剰労働力を吸収する一方、都市部については、生産の多様化を図り、特に集団経済と個体経済の発展、第3次産業の発展³⁰⁾につとめて、5年間に就職させる必要のある約3,000万人の労働力のほとんどを就業させるようにする、としている。

サービス業等において集団経営や個体企業を、認可を得て自分達で設立できるという点は、労働力や企業家精神を効率よく生かせる途として大いに評価できよう。また、企業破産法も試行され、効率の悪い企業の閉鎖も可能となり、産業構造の転換の道も開かれている。しかし、都市への人口集中を避けるためとはいえ、居住の自由への制限は、農村部の優秀な人材からその才能を発揮する機会を奪ってしまう可能性がある。また、労働力は商品でないという定義は、二つの問題を生じさせる。ひとつに、自由な労働力市場を発達させず、したがって企業間および産業間の労働移動を停滞させ、産業構造転換を遅らせる。もうひとつは、集団および個人企業が、規模を拡大したい時、何人まで雇うことができるかという問題である。大勢雇えば、それは労働力を搾取するということになりかねない。商品経済を発達させるためには、単に商品取引に対する制約を除去するだけでなく、要素市場の流動性を増進しない限り、分業体制の確立は、不完全なままに留まってしま³¹⁾うであろう。

第4に、部門および地域の行政の枠を越えて、企業間、部門間、地域間で横の経済連携を図るとされるがその場合、官僚達が旧来の経済体制における自己の権限を容易に手放すか否かという問題がある。趙紫陽総理も、1986年3月に開かれた全国都市経済体制改革工作会议で、86年の中国都市経済体制改革は、横の経済連携を発展させることであり、それは、社会主義商品経済発展の前提で

30) 中国では、長い間第三次産業という概念は認められていなかったが、1984年に国務院がこれを認め、1985年から統計が作成された。第三次産業は、①流通部門、②生産と生活のサービスを提供する部門、③文化部門、④社会の公共需要にサービス部門(国家機関、政党、社会团体、軍隊・警察など)。現在、中国では、①から③までについて生産額を算出しており、④は算出せず就業者数が発表されているだけである。なお、第三次産業の発展への関心は、当然大都市において強く上海、成都などで次のような書物が出版されている。潘学敏、蔡来興主編『第三産業縦横談』、上海財政学院、1985年。陶永寬等編著『大力発展第三産業』、上海社会科学院出版社、1986年。王曉魯『第三産業与生産労働』、四川人民出版社、1986年。

31) 1986年9月10日、国務院は国营企業労働制度の改革に関する4つの規定を発表、労働契約制および公開募集の実施、規則違反の従業員を解雇する権限を企業に付与、未就職労働者保険と養老保険制度の創設を定めた。この改革の目的は、「労働者と生産手段を合理的に結びつけるため」とされる。(「中国労働制度の重要な改革」『北京周報』第24巻37号、1986年)。分業による資源の効率化が実現するためには、この改革が実際に進展していくことが望まれる。

あるとして次のように述べている。

「現在の中国の経済活動は、地域と行政関係に基づいて構成されたものである。その結果、地域間の障害によって社会主義商品経済の発展が妨げられている。

横の経済連携は、古い経済体制、とくに計画体制、財政体制、金融体制、物資供給および流通体制と必ず矛盾を来たす。それは悪いことではない。改革の全体は、矛盾の発生、矛盾の解決の中で³²⁾発展する。」

その通りとはいえ、矛盾の解決は、時間のかかる困難な作業であろう。それは、行政権限の委譲にかかわるものであり、旧来の組織の中の官僚達の存在理由そのものを脅かしかねないものだからである。新しい働きがいのある任務への配置転換や引退後の生活保障など、細かく手厚い配慮が必要であろう。

計画と市場の関係、均衡重視という思想が内外の取引に与える影響、労働市場の不完全性、官僚のセクショナリズムなどの問題点を指摘したが、分業体制の確立のためには、少なくとも、これらの諸点を解決する必要があると考えられる。最後に、経済発展を担う経済主体の意識にかんする問題点に触れたい。

1986年9月、党第12期六中総会は、数年来の精神文明建設の成果と直面する諸問題を回顧した上で、「この面での活動を強化することは、社会主義現代化建設事業の順調な発展を保証するうえで、³³⁾きわめて大きな現実的意義と長期的意義をもつ」とした。

経済発展の一層の推進のためには、経済主体の意識改革が必要であることは総会も認識していた。そのことは、次の文言からわかる。すなわち、「社会主義商品経済の発展と社会主義民主政治の改善にともない、人びとの思想意識、精神状態に深刻な変化がもたらされるとともに、精神文明の建設に対しても新たな、より高い要求が提起されている。この要求に応じて、社会主義現代化建設と全面改革に有利な世論、価値観、文化条件、社会環境を作り出し、資本主義と封建制の腐敗した思想を強力に排除し、…全国各民族人民の大きな熱意と創造性を引き出し、…社会主義の現代化した強国を築きあげる」としている。そしてその指導理念となるものは、マルクス主義なのである。

「社会主義精神文明」の内容は、概念が広く把握し難い。第7次5ヶ年計画では、十の大項目の最後でこの建設について述べている。また、中項目として、文化事業、思想・政治工作、社会主義の民主と法秩序、社会秩序、があげられているが、計画全体としては、本論文冒頭で述べた三つの主要任務からも分るように、経済改革と建設に力点がおかれており、精神文明については特に強調されていない。それにもかかわらず、86年秋に至って精神文明に関する決議がなされたことは、経済の発展、消費の拡大につれて、人々の価値観に急激な変化が生じ、それを社会主義の立場から

32) 「ヨコの経済連携を重視する都市経済改革」『北京周報』第24巻 (1986年)、6—7頁。

33) 『社会主義精神文明建設の指導方針にかんする 中国共産党中央委員会の決議 (1986年9月28日採択)』、外交出版社、1986年。以下の引用も、同書による。

は、容認できないという考えが主流を占めたためと推察される。

尤もこの言葉は、1979年9月、葉劍英が建国30周年を祝賀する記念集会で用いて以来、折にふれて強調されてきた。とりわけ、消費が拡大し物価騰貴や貿易収支赤字の拡大の恐れがある時になると、均衡重視論者達の側から強調されてきた。また、最近では、鄧小平も、この点を強調している。第7次5ヶ年計画に関しては「策定に関する中共中央の提案」においては、「物質文明の建設をすすめると同時に、社会主義精神文明の建設にも大いに力をいれる方針を堅持すること」と述べられている³⁵⁾だけであるが、鄧小平は、「講話」において「四つの基本原則の堅持」とともに、「ブルジョア自由化の宣伝は資本主義の道の宣伝であって、断固これに反対しなければならない」と精神文明建設の方向と意義を強調している³⁶⁾。この意見は計画それ自体には大きく盛り込まれなかったが、86年9月の精神文明決議にその趣旨が組み込まれ、「社会主義精神文明」の建設は現政権にとって大きな課題となっている。しかし、この概念は、その含む内容の範囲が広いために、分業の促進にとっては、両刃の剣であり、今後、政治制度の民主化の動きに伴って、どのように取りあつかわれるのか注目を要しよう。

結 び

以上、第7次5ヶ年計画を中心に、中国の経済改革を分業促進という視点から評価し、その問題点を指摘してきた。分業という概念を特に取り上げた理由は、それが生産力の発展という第11期中総会以来、中国が主要な目標としているものを実現する方策策定にあたって有効な概念であると考えられるからである。また、中国がおかれている国際環境の点からも、自給自足体制が戦略上必要であった時期は去り（第2節）、全国的に地域的分業を展開させる（第3節）ことが可能となった。その意味で、分業促進という視点は、今後の中国経済発展およびその前提となる改革において、重要であり、かつ現実的な視点であると思われる。

しかしながら、分業促進という側面から、本計画および中国経済の現状を観察した場合に、制度的、思想的制約がいくつも存在している（第4節）。これらを解決していくことは、分業促進という視点からはぜひ望まれることであるが、実現するか否かは、政治的動向との関係で曲折があろう。しかし、現在の政権が、基本的には経済合理性を貫徹しようとしている限り、徐々に、分業促進の施策が実現していくと思われる。最後に、分業に関して中国自身が直面している問題点と我々が中国経済を認識する際の当面の方法について、一点ずつ述べ、結びとしたい。

34) 葉劍英「中華人民共和国成立30周年祝賀集会における演説」『北京周報』第17巻40号（1979年）。

35) 「国民経済・社会発展第7次5ヶ年計画の策定に関する中共中央の提案（1985年9月23日採択）」『改革を堅持し社会主義現代化のために奮闘しよう』、外文出版社、1985年、19頁。

36) 鄧小平「中国共産党全国代表会議における講話（1985年9月23日）」『前掲書』、1985年、90頁。

中国の直面している最大の問題は、計画的な商品経済の発展と社会主義精神文明の関係をどのように考えるかという点であろう。その関係について、多数説は、「封建的なイデオロギーに打撃を与え、小生産の狭い概念を打破し、科学、文化の発展を促進し、人びとの精神状態を改めるなどの面から言えば、それは社会主義精神文明の建設と統一的なものである。一定の程度において盲目性、自発性が存在し、拝金主義、私利私欲、他人を損ねて私利をはかるなどの面から言えば、社会主義精神文明の建設と矛盾する一面をもっている。…商品経済の発展の中で腐敗した消極的な現象の発生、はんらんを妨ぐため、社会主義精神文明の建設を強化しなければならない。…商品生産に従事する広範な一般労働者について言えば、主に、規律・法秩序の順守、職業道德の教育を行うことであり、共産党員は共産主義思想できびしく自己を律するべきである。社会主義精神文明の建設を強化することにより、計画的な商品経済の社会主義的方向を確保し、生産力の発展を促進することができる³⁷⁾」としている。

妥当な考えであり、特に官僚に対しては綱紀粛正や思想強化による自律が、官僚制を保つために不可欠であろう。しかしながら、商品生産に従事する者に対して、職業道德の教育等だけで充分であろうか。また商品生産に対し、盲目性があり私利私欲を図るものとして、この側面については否定的にあつまっている。私利私欲を、果たして職業教育で抑えることができるだろうか。

アダム・スミスは、自利心と社会的利益の調和を図る哲学を基礎にしていたからこそ、その自由主義の経済学が広い影響をもち、かつ、自由放任政策の理論的主柱となり得たのである。その先例にならえば、生産力の発展を目指す中国においても、各人の自利心と社会主義の発展を調和させる哲学を確立することによって、はじめて、社会主義の下での商品経済の発展が促進されることになる。その哲学の確立が、中国の当面の最大の課題であると言っても過言でないであろう。それがどのようなものかは予想できないが、社会的分業を個々人が分担しているという現状を認識し、分業が生産力の発展を促進するという側面を考慮することによって、個人の自利心と社会主義との調和が図りうるのではなからうか。また、商品経済が発展すればそれとともに商道德が向上することも考えられ、商品経済の主体の経済的動機と社会的利益を、社会主義の下で調和する哲学の確立は、不可能ではないと考えられる。

次に我々が中国経済を認識する際の当面の方法について言及したい。本論文では、経済改革という制度上の変革を対象としている故に、5ヶ年計画の数値についての議論は、行なっていない。だが、数年前より中国では、統計資料を整備し公表するようになって来たゆえ、計量的分析は勿論可能である。また中国自身も間接的統制手段による経済運営への大幅な移行のため、マクロ経済学の

37) 「改革理論について討論」『北京周報』第24巻48号（1986年）、15頁。商品経済の性質については、第12期3中総会でこの定義がなされて以降、経済理論界でもその性質をめぐる活発な討論が展開されている。例えば、1986年8月、山西省大原で「全国社会主義商品経済理論討論会」が開催された。そこにおける于光遠、劉国光をはじめとする諸学者の見解については、『経済体制改革』1986年第5号、3—16頁を参照。

手法を取り入れ始め、大学の経済管理学系などでその研究がなされている。しかし、中国のマクロモデルを作成する場合、全国モデルを作成することは余り現実妥当性をもたないことは、本小論からも明らかであろう。中国は、労働の移動が限られており、また、商品流通も社会的間接資本の不十分さや過去の経済管理機構上の影響によって大きいものではない。したがって、少なくとも省ごと、ないしは、経済区を一単位とした各地域の発展モデルを作成するべきであろう。その場合、地域間の交易は、国際貿易と同じように取りあつかわれる。それらの地域モデルを総合することによって全国モデルとするならば、現実一步近づいたモデルとなるのではなからうか。

種々の制約要因があるとはいえ、中国は現在なお、自給自足体制から開放体制に移行しつつある経済であり、分業体制の確立への途を歩みつつある国である。それだけに、分業の利益はなお大きいと思われ、第7次5ヶ年計画が実施されるにつれて今後の発展が期待されよう。³⁸⁾

38) 第6次5ヶ年計画における工農業総生産の年平均伸び率は目標4パーセントに対し、11パーセント(工業12、農業8.1パーセント)の実績を示した。1981年には4.6パーセントがあったが、以後年次が進むにつれて成長率は高まっている。これは同計画期後半3ヶ年の経済改革の重点が、「1) 国営企業の租税納付制の実施、2) 中心都市の役割の発揮と、タテ割り行政の改善、3) 商業流通体制の改革」におかれており、これら分業促進のための方策がすでに実施されていたことが影響していると思われる。例えば、タテ割り管理体制の是正の実績としては、1981年から85年にかけて各地区間、各地区と各部門間で合意をみた経済・技術項目は7万余りであるが、このうちの4万余りは1985年になされたのであり、前4ヶ年を上回った。第7次5ヶ年計画は、これらの方針をさらに推進した一層包括的な計画であり、第4節で述べた制約要因があるとはいえ、工農業総生産年平均伸び率の目標値6.7(工業7.5、農業4)パーセントは、都市改革の進展の効果ひとつを考えても達成可能と思われる。(なお、「第6次5ヶ年計画についての報告」は『北京週報』第20巻51号(1982年)を、またその実績については、「第6次5ヶ年計画期における経済、社会発展の十大変化」『北京週報』第24巻15号、1986年を参照。)